

平成 27 年度決算に基づく  
いわき市健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見書

いわき市監査委員



28 監 第 41 号  
平成 28 年 8 月 30 日

いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 木 村 清

同 佐 藤 博

同 岩 井 孝 治

同 小 野 邦 弘

平成27年度決算に基づくいわき市健全化判断比率及び資金不足比率審査  
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条  
第1項の規定により審査に付された平成27年度決算に基づくいわき市健全化判断比率及び資金  
不足比率について審査したので、その結果についての意見を次のとおり提出します。



目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
1	健全化判断比率	1
2	資金不足比率	1
第 5	各比率の概要	2
1	健全化判断比率	2
(1)	実質赤字比率	2
(2)	連結実質赤字比率	2
(3)	実質公債費比率	3
(4)	将来負担比率	3
2	資金不足比率	4
(1)	水道事業会計（法適用企業）	4
(2)	病院事業会計（法適用企業）	4
(3)	下水道事業特別会計（法非適用企業）	5
(4)	中央卸売市場事業特別会計（法非適用企業）	5
(5)	農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）	5
第 6	まとめ	5
◇	参考資料	
	各比率の対象範囲	6



## 第1 審査の対象

平成27年度いわき市一般会計、特別会計（財産区特別会計を除く。）及び公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

## 第2 審査の期間

平成28年7月22日から同年8月18日まで

## 第3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、決算書等関係書類との照合及び関係者からの聴取などの方法により実施した。

## 第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されているものと認められた。

### 1 健全化判断比率

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	中核市	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25%
実質公債費比率	9.7%	11.1%	12.0%	6.9%	25.0%
将来負担比率	36.7%	40.8%	55.6%	50.6%	350.0%

※1 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

※2 「中核市」の欄に掲げた数値は、平成28年3月31日現在で指定されている中核市45市中44市について本市が調査して得た平成27年度の数値の平均値であり、比率が表示されない市については比率を0%とみなして単純平均により算定している。

### 2 資金不足比率

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0%
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
中央卸売市場事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	

※ 「—」は、資金の不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

## 第5 各比率の概要

### 1 健全化判断比率

#### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計と3つの特別会計を合計した一般会計等（6ページ参照）における歳入歳出差引額は138億9,894万3千円で、当該金額から翌年度へ繰り越すべき財源85億3,773万7千円を差し引いた実質収支額は53億6,120万6千円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

#### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計等及び公営事業会計における実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等及び公営企業会計（6ページ参照）の実質収支額等を合計した額は268億7,841万1千円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。



### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（平成25年度から平成27年度までの単年度比率を平均したもの）であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{元利償還金} \\ + \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{償還のための特定財源} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

平成25年度、平成26年度、平成27年度の各単年度比率の平均

一般会計等における平成25年度から平成27年度までの3箇年平均による実質公債費比率は9.7%であり、前年度での平均値11.1%と比較して1.4ポイント低下している。

単年度での比率は、平成25年度が約10.3%、平成26年度が約10.7%、平成27年度が約8.2%となっている。

なお、平成27年度は、元利償還金の減少等により、前年度と比較して約2.5ポイント低下した。

### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[ \begin{array}{c} \text{充当可能特定財源} + \text{充当可能基金} \\ + \\ \text{地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

一般会計等における将来負担比率は36.7%であり、前年度の40.8%と比較して4.1ポイント低下している。

これは、主に公営事業会計の地方債償還に係る一般会計からの繰入見込額の増により将来負担額が増加したが、財政調整基金及び公共施設整備基金の充当可能基金の増により当該将来負担額から控除される額も増加したことによるものである。

## 2 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}^{\ast 1}}{\text{事業の規模}^{\ast 2}} \times 100$$

### ※1 資金の不足額

- ・法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債（以下「算入地方債」という。）の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額\*
- ・法非適用企業＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋算入地方債の現在高）－解消可能資金不足額\*

#### \* 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生ずる資金の不足額がある場合等において、資金の不足額から控除する一定の額

### ※2 事業の規模

- ・法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

#### (1) 水道事業会計（法適用企業）

流動資産の額126億6,807万7千円が流動負債の額及び算入地方債の現在高の合計額30億1,556万3千円を上回っているため、資金の不足額は生じていない。

#### (2) 病院事業会計（法適用企業）

流動資産の額90億7,446万5千円が流動負債の額及び算入地方債の現在高の合計額25億8,981万3千円を上回っているため、資金の不足額は生じていない。

(3) 下水道事業特別会計（法非適用企業）

資金の不足額の算定に用いる繰上充用額等がないため、資金の不足額は生じていない。

(4) 中央卸売市場事業特別会計（法非適用企業）

算入地方債の現在高5,218万円から解消可能資金不足額5,218万円を差し引いた額が0円となるため、資金の不足額は生じていない。

(5) 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）

資金の不足額の算定に用いる繰上充用額等がないため、資金の不足額は生じていない。

## 第6 まとめ

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算出されず、実質公債費比率及び将来負担比率が早期健全化基準を下回るものとなっている。また、資金不足比率については、いずれの公営事業会計においても資金の不足額が生じないことから算出されない。

しかしながら、これらの比率はそれぞれ一定の基準を超えた場合に自治体が財政の健全化等へ向けた必要な措置を講ずることを求められる最低限度のものであり、この一定の基準を下回っていることをもって、十分な財政の健全性等を保証するものではないといえる。震災前と比べ復興関連事業により決算規模が依然として拡大した状況にあることから、本市の財政状況が把握しにくい環境にあるため、財政指標等については引き続き的確に分析・評価すべきである。なお、平成28年度から下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業については、健全な経営を推進するための取組みの一環として企業会計へ移行することから、これまで以上に経営状況の的確な把握に十分に留意する必要がある。

「ふるさといわきの力強い復興と創生」と「更なる50年に向けた魅力あふれるいわきの創生」の実現に向けて、「新・いわき市総合計画 ふるさと・いわき21プラン改定後期基本計画」に位置付けた各種施策を着実に実施していくことが重要であり、それら新たな財政需要に対応するためにも、安定的な財源を確保し、弾力的な財政構造を維持していくことが不可欠であることから、引き続き、財政運営や経営の健全性の確保に努められることを望むものである。

【参考資料】

○ 各比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率					
	特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計									
		土地区画整理事業特別会計									
		地域汚水処理事業特別会計									
公営事業会計	法適用 公営企業	水道事業会計	※ 資金不足比率	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率					
		病院事業会計									
	法非適用 公営企業	下水道事業特別会計									
		中央卸売市場事業特別会計									
		農業集落排水事業特別会計									
	その他の特別会計	国民健康保険事業特別会計									
		後期高齢者医療特別会計									
		介護保険特別会計									
		競輪事業特別会計									
	一部事務組合等										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立小野町地方総合病院企業団</li> <li>・ 福島県市町村総合事務組合</li> <li>・ 福島県市民交通災害共済組合</li> <li>・ 福島県後期高齢者医療広域連合</li> </ul>										
	地方公社等										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわき市土地開発公社</li> </ul>											

※ 資金不足比率は、会計ごとに算定。